

# 津島市墓地使用抽選申し込み案内

## 1 墓地所在地

元寺霊苑（元寺町2丁目外）

## 2 募集区画（計10区画）

### （1）号地及び面積

①	10号地	264番	1.84㎡
②	11号地	183番	1.84㎡
③	11号地	250番	1.84㎡
④	11号地	340番	1.84㎡
⑤	11号地	341番	1.84㎡
⑥	13号地	123番	1.84㎡
⑦	13号地	262番	1.84㎡
⑧	17号地	を1番	1.84㎡
⑨	8号地	39番	3.3㎡
⑩	8号地	61番	3.3㎡

### （2）永代使用料

1区画（1.84㎡）	345,000円
1区画（3.3㎡）	619,000円

## 3 申し込み資格

- （1）平成29年7月1日以前から、津島市に在住の世帯主の方
- （2）現在、市営墓地（元寺霊苑）内で墓地の使用許可を受けていない方
- （3）遺骨の埋蔵先がなくて困っている方

※ この条件を確認するため、「埋火葬許可証」を窓口で提示していただきます。

また、改葬又は分骨を目的とする申し込みはお受けしません。

- （4）市が指定する納入期日までに永代使用料を一括で納められる方

## 4 申し込みについて

- （1）「津島市墓地使用抽選申込書」に必要事項を記入・捺印（朱肉使用）し、埋火葬許可証と印鑑（朱肉を使用するもの）を持参のうえ、市役所2階の生活環境課窓口において申し込みください。（郵送による受付は行いません）
- （2）申し込み後でも、「申し込み資格」に該当しないことが判明した場合には、申し込みは取り消しとなります。
- （3）申し込みだけで墓地の使用権が発生するということではありません。
- （4）他人の名義を利用した申し込みは無効となります。
- （5）申し込みの際には、希望される面積（1.84㎡区画又は3.3㎡区画）を選択していただきますが、両区画とも使用場所の指定はできません。

また、1.84 m<sup>2</sup>区画と 3.3 m<sup>2</sup>区画両方の申し込みもお受けできません。

(6) 墓地の使用場所は抽選により決定します。

## 5 受付期間

平成30年7月2日(月)から7月31日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、閉庁日は除きます。

## 6 抽選について

抽選日 平成30年8月13日(月)午前10時から

場 所 津島市役所 4階中会議室

- (1) 当日の立会いは自由ですが、申し込み者のご家族以外の入場はご遠慮ください。
- (2) 仕事等の都合で、抽選会に欠席されても構いません。
- (3) 墓地の場所は、区画の面積別に2(1)①から順番に抽選を行います。(場所の指定はできません)
- (4) 墓地の使用場所は抽選により決定します。ただし、申し込み人数が募集区画数に満たない場合に限り、当日会場で使用場所の希望を受け付けますので、事前に区画の状況をご確認ください。
- (5) 申込者全員に抽選結果を郵送で通知します。  
※ 電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えいたしません。

## 7 抽選後の本申請手続き

- (1) 当選された方には、「墓地使用許可申請書」の他、関係書類をお渡しします。
- (2) 「墓地使用許可申請書」に必要事項を記入・捺印(朱肉使用)のうえ、埋火葬許可証、印鑑(朱肉を使用するもの)及び申込者の戸籍謄本、住民票(世帯全員)を添えて申請して下さい。
- (3) 抽選で当選された方で、書類提出後「申し込み資格」に該当しないことが判明したときは、当選が無効となります。

## 8 その他の注意事項

- (1) 永代使用料の納付は、抽選後、書類手続きが完了してから数日以内に生活環境課より納付書を発送します。
- (2) 申し込み時及び抽選会当日に永代使用料は必要ありません。
- (3) 納付された永代使用料は、原則としてお返しいたしません。
- (4) 墓地の使用権は、永代使用料が納付されてから発生します。  
なお、納入期限内に永代使用料を納入されない場合は、無効となります。
- (5) 申し込みの際は、「津島市墓地使用条例(抜粋)」及び「注意事項」をよくお読みいただいたうえ、お申し込みください。

## 9 申し込み先及び問い合わせ先

津島市役所 2階 市民生活部 生活環境課 TEL 55-9368